

## 低価格落札工事基準価格の算定について

平成22年7月1日以降に指名通知（調達公告を行う工事にあつては、調達公告）を行う工事から、増員基準価格及び保証金引上等基準価格（以下「基準価格」という。）の算定方法等についての取扱いを下記のとおり公表する。

### 記

#### 1 基準価格の算定方法

基準価格は、以下の算定方法により、予定価格に対する基準価格の割合が3分の2から10分の8.5の範囲内になるよう定める。（最低制限価格を適用する工事においては、最低制限価格から10分の8.5の範囲内）

- (1) 入札比較価格（予定価格から消費税及び地方消費税を除いたもの）算出の基礎となった次に掲げる額の合算額（千円未満は切り捨てる。）を算出する。
  - ア 純工事費の額
  - イ 現場管理費相当額に5分の3（建築工事にあつては、5分の1）を乗じた額
  - ウ 一般管理費相当額に10分の3（建築工事にあつては、0）を乗じた額
- (2) (1)の合算額を入札比較価格で除した割合を算出する。（小数点第3位を四捨五入する。）
- (3) 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を基準価格とする。
  - ア (2)の割合が3分の2から10分の8.5の場合（エの場合を除く。）は、(1)の合算額に100分の105を乗じた額
  - イ (2)の割合が3分の2を下回る場合は、予定価格に3分の2を乗じた額
  - ウ (2)の割合が10分の8.5を上回る場合は、予定価格に10分の8.5を乗じた額
  - エ 最低制限価格を適用する工事において、(2)の割合が予定価格に対する最低制限価格の割合を下回る場合（イの場合を除く。）は、最低制限価格以上予定価格の10分の8.5以下の範囲で当該工事の内容を勘案して町長が決定する価格
- (4) 特別なものについては、上記(1)から(3)までの算定手順に関わらず、3分の2から10分の8.5の範囲内で他の算定方法により定めることができる。

#### 2 用語の定義

- (1) 「現場管理費相当額」とは、土木工事にあつては、現場管理費の額、建築工事にあつては、現場経費の額をいう。
- (2) 「建築工事」とは、主たる部分の積算を次の(3)のイの基準による工事をいう。
- (3) その他用語の定義は、原則として次の規定に定めるものをいう。
  - ア 土木工事標準積算基準書（鳥取県県土整備部）
  - イ 営繕工事積算基準（鳥取県総務部管財課）